

高知県建設工事成績評定要領

平成17年3月3日制定
平成18年7月1日改定
平成20年4月1日改定
平成28年4月1日改定
令和4年4月1日改定
令和7年4月1日改定
土木部長

(目的)

第1条 この要領は、高知県建設工事成績要綱の規定に基づき、工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な細目を定め、厳正かつ的確な評定に資することを目的とする。

(評定の内容)

第2条 評定は、契約目的物を施工した受注者の技術力、取組姿勢等の施工状況及び目的物の品質等を評価するものとする。

(評定の方法)

第3条 評定は、監督または検査により確認した事項に基づき、「工事成績採点の考查項目別運用表」（別紙1・1-2・1-3、以下「運用表」という。）により、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 一次評定者は、運用表（別紙1）の「1. 施工体制〔Ⅰ. 施工体制一般、Ⅱ. 配置技術者〕」、「2. 施工状況〔Ⅰ. 施工管理、Ⅱ. 工程管理、Ⅲ. 安全対策、Ⅳ. 対外関係〕」の細別毎に、「評価対象項目」の中から、評価対象工事に該当しない項目を削除した後の評価項目を母数とした比率（％）により評価を行うものとする。

また、「3. 出来形及び出来ばえ〔Ⅰ. 出来形、Ⅱ. 品質〕」については、「建設工事技術管理要綱」に基づく基準及び規格値を満足したうえで、規格に対して十分なゆとりで適正な管理が出来ているかどうかについて、記入方法及び留意事項（別紙2）の「1. 出来形及び品質のばらつきの考え方」を参照して評価すること。ただし、「Ⅰ. 出来形」において、ばらつきが少なくないと判断される場合は、該当項目数による評価も行う。「Ⅱ. 品質」において、試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断ができない場合は、「評価対象項目」の中から、評価対象工事に該当しない項目を削除した後の評価項目を母数とした比率（％）により評価を行うものとする。

~~一次評定者が「5. 創意工夫」について評価する場合の評価項目については、別に定める。~~

3 二次評定者は、運用表（別紙1-2）の「2. 施工状況〔Ⅱ. 工程管理、Ⅲ安全対策〕」、「4. 工事特性」、「6. 社会性等」の細別毎に、該当項目数で評価を行うものとする。

なお、「6. 社会性等」の「地域への貢献等」とは工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、受注者の実施状況を基に加点評価を行うものとする。

4 検査職員は、運用表（別紙1-3）の「2. 施工状況〔Ⅰ. 施工管理〕、3. 出来形及び出来ばえ〔Ⅰ. 出来形、Ⅱ. 品質、Ⅲ. 出来ばえ〕」について評価を行うものとする。

「2. 施工状況〔Ⅰ. 施工管理〕」については、「評価対象項目」の中から、評価対象工事に該当しない項目を削除した後の評価項目を母数とした比率（％）により評価を行うものとする。

「3. 出来形及び出来ばえ〔Ⅰ. 出来形〕」については、「建設工事技術管理要綱」に基づく基準及び規格値を満足したうえで、出来形のばらつきを判断し、評価対象項目の該当数で評価を行うものとする。

「3. 出来形及び出来ばえ〔Ⅱ. 品質〕」については、主たる工種を選択後に、「建設工事技術管理要綱」に基づく基準及び規格値を満足したうえで、出来形のばらつきを判断し、「評価対象項目」の中から、評価対象工事に該当しない項目を削除した後の評価項目を母数とした比率（％）により評価を行うものとする。ただし、試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断ができない場合は評価項目による評価

とする。

「3. 出来形及び出来ばえ〔Ⅲ. 出来ばえ〕」については、主たる工種を選択後に該当項目数で評価を行うものとする。

- 5 評価にあたっては、記入方法及び留意事項（別紙－2）の出来形及び品質のばらつきの考え方、コンクリート構造物のクラック、多工種の取扱いを参照すること。

（評価基準）

第4条 工事成績を評価するうえでの総合評価の標準については、下記を参考とする。

Aランク	80点以上	他の模範となる優秀な工事
Bランク	75～80点未満	Aランクではないが、標準的な工事の中で優秀なもの
Cランク	65～75点未満	標準的な工事
Dランク	60～65点未満	Eランクではないが、今後改善すべき事項がある工事
Eランク	60点未満	今後指名などに影響を及ぼすおそれのある工事

（評価の利用）

第5条 工事成績評価の結果は、良質な工事の施工を確保し、優良な建設業者の育成の資料とするため、主に次の各号に掲げるものに利用するものとする。

- （1）入札参加の選定又は評価を行うとき。
- （2）建設業者格付認定基準において加点減点を行うとき。
- （3）優良な工事を選定するとき。
- （4）良質な工事施工を目指す監督指導体制の検討。

（評価表の管理）

第6条 工事成績評価表等は契約担当部署において5年間保存管理しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 2 この要領は、平成18年7月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 3 この要領は、平成20年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 4 この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 5 この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 6 この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。

工事成績採点の考査項目別運用表

(主任監督員/工事監督員)

考査項目	細別	工夫事項
5 創意工夫	I 創意工夫	0 【施工】 (1)施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 (2)コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 (3)土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 (4)部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 (5)設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 (6)給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 (7)照明などの視界の確保に関する工夫。 (8)仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 (9)運搬車両、施工機械等に関する工夫。 (10)支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆い板、山留め等の仮設工に関する工夫。 (11)盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 (12)施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 (13)出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ☐ (14)施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。(「建設現場の遠隔臨場」の実施) ☐ (15-1)ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工。(「ICT活用工事」における「発注者指定型」、「施工者希望Ⅰ型」、「内製化チャレンジⅠ型、Ⅱ型」等)の実施) ※本項目は2 点の加点とする。 ☐ (15-2)ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工。(「ICT活用工事」における「簡易型」、「土工1000m3未満」、「小規模土工」等の実施) ※本項目は1 点の加点とする。ただし(15-1)と重複して加点はしない。 (16)特殊な工法や材料を用いた工事。 (17)優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【品質】 (18)土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 (19)コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 (20)鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 (21)配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 (22)建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 (23)安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) (24)安全教育、技術向上講習会、安全/パトロール等に関する工夫。 (25)現場事務所、労働者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 (26)有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 (27)一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 (28)厳しい作業環境の改善に関する工夫。 (29)環境保全に関する工夫。 【その他】 ☐ (30)その他:(「週休2日制工事」において月単位で週休2日を達成) ☐ (31)その他:(「週休2日制工事」において週単位で週休2日を達成) ☐ (32)その他:(BIM/CIM適用工事の実施) (33)その他:(
記述評価		【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載
(該当した評価内容を詳細記述)	評点: 0 点	

<令和 7 年 4 月 1 日以降の契約工事の取扱い>

評価項目は、以下の項目に限る。

(14) 遠隔臨場を実施した工事	1 点
(15-1) 高知県ICT活用工事実施要領に定める ICT土工の「発注者指定型」、「施工者希望Ⅰ型」、「内製化チャレンジⅠ型、Ⅱ型」及び「その他の工種のICT活用工事」を実施した工事 ※ICT法面工は 3 次元設計データを必須とした場合のみ ※関連工種（「作業土工（床堀）」、「付帯構造物設置工」）及び 下記の工種のみを実施した場合を除く	2 点
(15-2) 同ICT土工の「簡易型」、「ICT土工1000m3未満」、「ICT小規模土工」、 「ICT法面工（3 次元設計データを必須としない場合）」を実施した工事	1 点
(30) その他 （「週休 2 日制工事」において月単位で週休 2 日を達成した工事）	1 点
(31) その他 （「週休 2 日制工事」において週単位で週休 2 日を達成した工事）	1 点
(32) その他 （ BIM/CIM適用工事を実施した工事	1 点

最大 6 点

工事成績採点の審査項目別運用表

(総括監督員)

審査項目	工種	a	b	c	d	e		
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている		
2 施工状況	Ⅱ 工程管理	☐ (1)隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避させた。 ☐ (2)地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ (3)工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐ (4)工程管理に係る積極的な取り組みがみられた。 ☐ (5)災害復旧工事など特に工期的制約がある場合において、余裕を持って工事を完成させた。 ☐ (6)工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ (7)その他(理由:					☐ 工程管理がやや不備である	☐ 工程管理が不備である
		判断基準 工程管理がやや劣っている。.....d 劣っている.....e これ以外の場合は該当項目数で評価する。 該当項目数4以上.....a 該当項目数1以上4未満.....b 該当項目数なし.....c						
		該当項目数＝ -						

工事成績採点の審査項目別運用表

(総括監督員)

審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																																
7 法令遵守等	※当該工事現場に対する法令遵守のみの評価とする。(他工事現場での違反は評価しない。) ※竣工検査当日までの処分内容で評価する。(ただし、法令違反の措置が確定後は、高知県建設工事成績評定要綱第10条に基づき、再評価を行う。) ① 本評価項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。 ② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事するものに限定する。 【上記で評価する場合の適応事例】 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 3. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 6. 建設業法に違反する事実が判明した EX)一括下請け、技術者の専任違反等 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9. 契約約款、仕様書等に違反する事実が判明した EX)現場内事故報告義務違反等 10. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 11. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 12. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 13. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 14. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 15. 安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 16. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。 17. その他(理由: <table><thead><tr><th>措 置 内 容</th><th>点 数</th></tr></thead><tbody><tr><td>☐ 1. 指名停止3ヶ月以上</td><td>-20 点</td></tr><tr><td>☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>-15 点</td></tr><tr><td>☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>-13 点</td></tr><tr><td>☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td><td>-10 点</td></tr><tr><td>☐ 5. 文書注意</td><td>-8 点</td></tr><tr><td>☐ 6. 口頭注意</td><td>-5 点</td></tr><tr><td>☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)</td><td>-3 点</td></tr><tr><td>8. 総合評価方式の提案未達成 総合評価方式の契約工事において、反映された技術提案項目の達成がなされていない場合。</td><td></td></tr><tr><td>☐ 1項目が達成されていない。</td><td>-2 点</td></tr><tr><td>☐ 2項目が達成されていない。 左のいずれか</td><td>-4 点</td></tr><tr><td>☐ 3項目が達成されていない。 ーを選択する</td><td>-6 点</td></tr><tr><td>☐ 4項目が達成されていない。</td><td>-8 点</td></tr><tr><td>☐ 5項目以上が達成されていない。</td><td>-10 点</td></tr><tr><td>1項目につき-2点最大-10点</td><td></td></tr><tr><td>☐ すべての項目該当なし</td><td>0 点</td></tr></tbody></table>	措 置 内 容	点 数	☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	-20 点	☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15 点	☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13 点	☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10 点	☐ 5. 文書注意	-8 点	☐ 6. 口頭注意	-5 点	☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	-3 点	8. 総合評価方式の提案未達成 総合評価方式の契約工事において、反映された技術提案項目の達成がなされていない場合。		☐ 1項目が達成されていない。	-2 点	☐ 2項目が達成されていない。 左のいずれか	-4 点	☐ 3項目が達成されていない。 ーを選択する	-6 点	☐ 4項目が達成されていない。	-8 点	☐ 5項目以上が達成されていない。	-10 点	1項目につき-2点最大-10点		☐ すべての項目該当なし	0 点
措 置 内 容	点 数																																
☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	-20 点																																
☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15 点																																
☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13 点																																
☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10 点																																
☐ 5. 文書注意	-8 点																																
☐ 6. 口頭注意	-5 点																																
☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	-3 点																																
8. 総合評価方式の提案未達成 総合評価方式の契約工事において、反映された技術提案項目の達成がなされていない場合。																																	
☐ 1項目が達成されていない。	-2 点																																
☐ 2項目が達成されていない。 左のいずれか	-4 点																																
☐ 3項目が達成されていない。 ーを選択する	-6 点																																
☐ 4項目が達成されていない。	-8 点																																
☐ 5項目以上が達成されていない。	-10 点																																
1項目につき-2点最大-10点																																	
☐ すべての項目該当なし	0 点																																